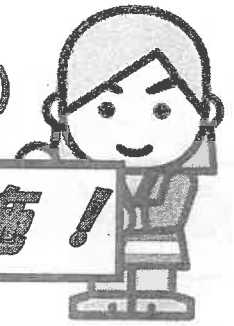


令和3年11月9日(火)~11月15日(月)



秋季全国火災予防運動実施!

「おうち時間 家族で点検 火の始末」を統一標語として、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

これからの季節は暖房器具など火気を多く使います。火に対する油断をなくし慎重に火と付き合い、尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。



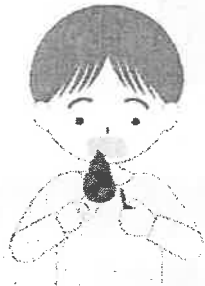
1. 家の周りに燃えやすいものを置かない



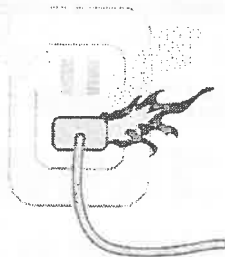
2. 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない



3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す



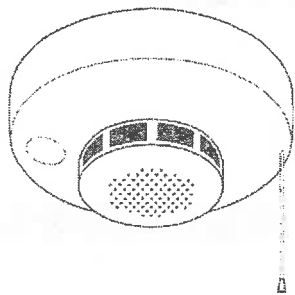
4. 子供にはマッチやライターで遊ばせない



5. 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない



6. ストーフには燃えやすいものを近づけない



みなさんのお宅に住宅用火災警報器は付いていますか?

住宅用火災警報器は、火災発生時に熱や煙を感知し、火災発生を早期に知らせることで逃げ遅れを防ぐ装置です。

住宅用火災警報によって助かる命があります。

まだ付けていないお宅は、すぐに付けましょう!!

大玉村役場住民生活課



「あうち時間

家族で点検



火の始末」

「令和3年度全国統一防火標語」

！野外焼却は法律により原則的に禁止されています！

法令に基づく焼却、学校教育のため、風俗慣習上・宗教上の行事によるもの、農林業を営むためにやむを得ないものは適用除外となります。

注意事項

1 野外焼却を行う際は、消防署へ届出をする

南消防署（電話0243-33-2875）に連絡し、届出を行ってください。届出がない場合、火災と間違われることもあります。

2 風が強い日や強くなってきた際は作業をしない

強風で火が大きくなりやすく、大火になる恐れもあります。

3 燃えやすい物のそばでたき火をしない

4 必ず消火用具（水のほか、スコップなど）を準備する

確実に消火ができる準備を整えましょう。

5 **焼却中は決してその場を離れない！！**

- ①いつから
- ②どこで
- ③何を
- ④どのくらいの規模か



以上のことを守って、火災防止に努めましょう。

なお、家庭ゴミなどのゴミを燃やす行為は犯罪です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2（焼却の禁止）

罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

また、例外行為であっても、次のような場合は指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので十分注意して下さい。

- ・ 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合。
（洗濯物に臭いが付いて困るなどの苦情がある場合）
- ・ 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合。
- ・ 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合。